

浦安市薬剤師会の活動

浦安市薬剤師会は、災害時における医療救援活動に関する協定を浦安市と結んでいます。

浦安市の防災計画に基づく、薬剤師の医療活動業務は

- (1)医師、歯科医師の保険処方箋及び災害処方箋による調剤
- (2)医療救護所における医薬品の管理
- (3)疾病者に対する服薬管理
- (4)その他上記以外に必要な業務

被災者への医薬品の提供のみならず、支援物資としての医薬品等の仕分け、災害医療チームへの参画、避難所等の衛生状態の確保など、薬剤師が積極的に活動することが求められています。

「皆さんは『避難所の衛生状態の確保』と『薬剤師の役割』との関係に、あまりピンと来ないかもしれません。学校に校医がいることはご存知の方が多いと思いますが、学校薬剤師がいることはご存知でしょうか？ 学校薬剤師は、児童生徒や教職員の健康を守るために、学校の環境衛生、飲料水の水質、空気環境、給食施設の衛生状態などについて、定期的に測定・検査・評価を行い、必要に応じて学校へ助言を行う専門職です。」